

船橋市男女共同参画関係団体の登録に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、男女共同参画社会基本法第9条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進を図るために活動する船橋市男女共同参画関係団体の登録に関し必要な事項を定める。

(登録要件)

第2条 船橋市男女共同参画関係団体として登録することができる団体は、次の要件を備えたものとする。

- (1)市と協力して男女共同参画社会実現への取り組みを行い、かつ男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を継続して行っている団体であること。
- (2)規約又は会則を有すること。
- (3)役員についての規定があること。
- (4)自己財源を有し、団体の運営が確実になされていること。
- (5)事務所を市内に有し、団体の構成員のうち市内に居住し、又は通勤若しくは通学するものが半数以上で、かつ主たる活動の場所が市内にあること。
- (6)団体として市内の公民館での活動実績が概ね1年以上あること。

2 前項の規定にかかわらず、もっぱら政治活動、宗教活動及び営利事業を行う団体は除外するものとする。

(登録申請)

第3条 船橋市男女共同参画関係団体として登録申請をする団体の代表者は、船橋市男女共同参画関係団体登録申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に登録の申請をしなければならない。

- (1)規約又は会則
- (2)事業報告書及び決算書
- (3)事業計画書及び予算書
- (4)役員名簿
- (5)その他必要と認める書類

(登録審査及び登録)

第4条 市長は、前項の規定により申請があったときはその内容を審査し、船橋市男女共同参画関係団体として登録する。

(登録書の交付)

第5条 市長は、第4条の規定により船橋市男女共同参画関係団体として登録された団体(以下「登録団体」という。)の代表者に対し、船橋市男女共同参画関係団体登録書(第2号様式)を交付するものとする。

(登録団体の規約等の変更又は解散の届出)

第6条 登録団体の代表者は、規約、役員若しくは事務所の位置を変更し又は当該団体を解散したときは、船橋市男女共同参画関係団体登録内容変更(解散)届(第4号様式)を速やかに市長に届けなければならない。

(登録団体の登録の取消等)

第7条 市長は、登録団体が第2条第2項の規定に抵触し、又は前条の規定による届出を怠ったときは、登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該団体の代表者に対し、船橋市男女共同参画関係団体登録取消通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(登録団体の情報の利用及び提供)

第8条 市長は、登録団体の情報について、男女共同参画社会の形成の促進を図るための利用又は提供するものとし、それ以外の利用及び提供をしてはならない。ただし、個人情報の保護に関する法律第69条第2項の各号に該当するときは、この限りではない。

(報告)

第9条 市長は、登録団体に対し、必要に応じ事業内容等の報告を求めることができる。

(登録期間)

第10条 登録団体として登録する期間は、7月1日から翌々年6月30日の2年間とする。中間時期での申請団体の登録期間は、次期申請時までとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

船橋市男女共同参画関係団体登録申請書

船橋市長 あて

団体名_____

代表者住所_____

ふりがな
代表者氏名_____

船橋市男女共同参画関係団体として登録したいので、下記の関係書類を添えて申請します。
登録書を受けた場合は当団体の情報について、船橋市男女共同参画関係団体の登録に関する基準第8条に規定する利用及び提供に同意します。

また、公民館使用に関して減免の取扱を受けることができる団体として登録のため、下記申請書類を教育委員会に提出することに同意します。

記

1. 規約又は、会則
2. 事業報告書及び決算書
3. 事業計画書及び予算書
4. 役員名簿
5. その他必要と認める書類

第2号様式

第 号
年 月 日

船橋市男女共同参画関係団体登録書

団体名

代表者

様

船橋市長

印

年 月 日付で申請のありましたことについて、下記のとおり船橋市男女共同参画関係団体として登録しました。

記

1. 団体名
2. 団体事務所の所在地
3. 代表者氏名
4. 登録期間

年7月1日から

年6月30日まで

第3号様式

第 号
年 月 日

船橋市男女共同参画関係団体登録取消通知

団体名
代表者

様

船橋市長 印

年 月 日 第 号をもって船橋市男女共同参画関係団体として登録した
ことについて下記の理由により、登録を取り消したので通知します。

記

取り消しの理由

年 月 日

船橋市男女共同参画関係団体登録内容変更(解散)届

船橋市長 あて

【 新 】

団体名

代表者住所

代表者氏名

年 月 日付をもって、変更(解散)となりましたので、船橋市男女共同参画関係団体の登録に関する基準第6条に基づき、下記のとおり提出します。

記

【変更事項】(該当番号を○で囲み、変更事項を記入してください)

変更項目	【新】	【旧】
1. 団体名の変更		
2. 代表者の変更	氏名 住所 電話	氏名 住所 電話
3. 団体所在地の変更	氏名 住所 電話	氏名 住所 電話
4. 役員の変更		
5. 規約の変更 ※新しい規約を添付		
6. その他の変更		
7. 団体の解散	※解散理由を記入してください	